

平成19年10月22日
総務省自治財政局
地域企業経営企画室

医業未収金債権の徴収業務について

1. 制度の現状

- 自治体病院の料金収入は他の地方公営企業同様、地方公営企業法 33 条の 2 に
おいて料金徴収業務委託が可能とされており、具体的に委託が可能な業務の範
囲は調定から収納までであると解されている。
- 自治体病院の未収金の徴収について、国税滞納処分の例による滞納処分を行
うことは、法律上認められていないので、徴収業務に係る委託可能範囲につい
ては民間医療機関における場合と同様に取り扱われることとなる。
- 自治体病院における医業未収金の徴収業務のうち、弁護士法に定める「法律事
務」を民間事業者へ委託することはできないが、以下のような補助的な業務は民間
事業者へ委託することができる。とされている。
 - ・滞納者に対する電話や文書による自主的納付の呼びかけ事業
 - ・滞納者宅への訪問による自主的納付の呼びかけ業務及び収納業務
 - ・居所不明者に係る住所等の調査業務
 - ・納入通知書、督促状等の印刷、作成、封入等の補助業務
 - ・強制処分に関する補助的な業務 など

2. 公共サービス改革法に基づく官民競争入札等の対象とすることについて

- 医業未収金の管理回収業務は、現行の「債権管理回収業に関する特別措置法」
の特定金銭債権の対象外とされており、医業未収金を特定金銭債権に追加するか
否かについては、自治体病院に限らず、国立病院機構や民間医療機関などを含め
て全体として検討すべき課題であると考えられる。

3. 医業未収金対策の取組み

- 兵庫県等では、現行法上民間事業者へ委託可能な業務について、債権回収のノ
ウハウを有する民間債権回収会社に委託している例もある。(別紙資料)
- 医業未収金対策については、民間委託も含め適切な措置が講じられるよう、周知
に努めてまいりたい。

医療費の未収金に係る債権回収会社への委託例

○ 兵庫県の例

1 委託業務内容

- ・ 発生から1年以上経過した未収金について、電話と文書での支払案内や債権の確認、銀行振り込みによる収納の案内。

2 委託金額

出来高払い

3 委託開始時期

平成19年5月

4 委託会社の選定方法

「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づく法務大臣の許可及び集金代行業務の兼業承認を受け、本県及び近隣府県に支店等がある事業者のうち、業務に係る企画提案書要請書の送付希望のあった事業者のなかで、提出のあった事業者でヒアリングを行い、事業者を選定。（プロポーザル方式）

○ 沖縄県の例

1 委託業務内容

- ・ 納入義務者等へ委託未収金の支払いについて案内し、収納すること。
- ・ 納入義務者等の所在等を調査すること。

2 委託金額

出来高払い

3 委託開始時期

平成19年2月

4 委託会社の選定方法

「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づく法務大臣の許可及び集金代行業務の兼業承認を受けている県内の事業者と随意契約。

参 照 条 文

○地方公営企業法(抄)

第三十三条の二 (公金の徴収又は収納の委託)

管理者は、地方公営企業の業務に係わる 公金の徴収又は収納の事務については 収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより 私人に委託することができる。

○ 地方公営企業施行令(抄)

第二十六条の四 (公金の徴収又は収納の委託)

管理者は、地方公営企業の業務に係わる公金の徴収又は収納の事務を 私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、当該公金の納入義務者の見やすい方法により 公表しなければならない。

- 2 地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務の 委託を受けた者は、管理規程の定めるところにより、その徴収し、又は収納した公金を、その内容を示す計算書を添えて 管理者 又は 出納取扱金融機関 若しくは 収納取扱金融機関に払い込まなければならない。
- 3 第二十一条の十一第三項[帳簿等の検査]の規定は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合について準用する。

○地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達(抄)

二十 公金の徴収又は収納の委託

(一) 管理者は、地方公営企業の業務に係る 公金の徴収又は収納の事務について、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、私人に委託することができる ものであること(法第三十三条の二)。この場合において、管理者は、次の基準に該当する場合に限り、当該事務を委託するものとし、安易に委託することは厳にいましめるべきもの であること。

- 1 その私人に公金の徴収又は収納の事務を委託することにより当該地方公営企業の 経済性がよりよく発揮され、かつ、住民の便益の増進 が確実に期せられること。
- 2 委託された事務を充分遂行する 意思と能力を有する私人 であること。

- 3 委託された場合において、徴収又は収納された 公金の保管が安全 であると認められること。
- (二) 公金の徴収又は収納の事務の私人への委託は、住民の便益及び地方公営企業の収入の確保に関する事項であることにかんがみ、当該委託については、次の手続が必要であるものであること。
- 1 管理者は、公金の徴収又は収納の事務を 私人に委託したとき は、その旨を 告示 し、かつ、当該公金の納入義務者の見やすい方法により 公表 しなければならないものであること(施行令第二十六条の四第一項)。
 - 2 公金の徴収又は収納の事務の 委託を受けた者 は、管理規程の定めるところにより、その徴収し又は収納した公金を、その内容を示す計算書をそえて、管理者又は出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関に払い込まなければならない ものであること(施行令第二十六条の四第二項)。
 - 3 管理者は、その命じた職員に公金の徴収又は収納の事務の委託を受けた者の当該公金の徴収又は収納に関する 帳簿、書類その他の物件を検査させることができる ものであること(施行令第二十六条の四第三項及び第二十一条の十一第三項)。

○弁護士法(抄)

第七十二条 (非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して 鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。